

監査報告

2014年4月12日

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会

監事 國友 幸 

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会（以下、本会という）の定款第25条の規定に基づき、本会の2013年度の事業、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査しましたので、下記のとおり報告します。

1 監査方法

当該年度の事業が本会定款第3条及び第4条に示された目的及び事業に沿い、なおかつ効率的に実施されているかを主眼に監査しました。

具体的には、参加可能であった交流会、要望書提出の事業に立ち会いました。合わせて、理事・各支部メーリングリストの内容を確認し、理事会へ出席しました。さらに、事業報告書並びに会計帳簿等を閲覧し、本会理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また随時説明を求めることで監査を実施しました。

2 監査意見

(1) 事業報告

事業報告書及び附属明細書は法令及び定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。当該年度において新たに甲信支部、北東北支部が設置され、また南九州において交流会が実施されたことは当会設立10周年の成果であると考えます。一方、昨年度総会で示された事業計画のうち、本部、広報制作事業及び調査研究事業において未着手のものが見られたこと、また支部実施の交流会において参加者が少ないことがあったことは残念です。これらについては、理事の役割分担、事業に係る企画立案及び計画的な執行、早期の報告書作成に平素から努めて欲しいと考えます。今後、会の持続を念頭に、活動基盤の整備充実、特にマンパワーの増強及び将来を見据えた人材育成に力をそそぐことが強く望まれます。

(2) 計算書類及びその附属明細書

本会の2013年度末の経常増減額表、正味財産増減計算書並びに貸借対照表が、本会の当該年度末の資産、負債及び正味財産の状況並びに当該年度の正味財産増減の状況を適正に示していると認めます。ただし、一部支部で赤字決算となっており事業運営のあり方に会計面での視点を加えることが望まれます。また、決算書類等の作成が大幅に遅れたことを指摘します。この点についても前述のとおり計画的な事務執行及び人材確保を早急に図って欲しいと考えます。また、公的機関等からの運営補助、事業補助の取得に今後強力に取り組む必要があると考えます。

(3) 理事の職務執行

2013年度における理事の職務執行に関して、不正な行為または定款もしくは法令に違反する重大な事実は認められません。ただし、理事会の開催が遅く、課題に対応するための意志決定の遅れが見られ、改善が望まれます。また、理事の職務と庶務事務の兼務等一部理事に会務が集中しがちであり、中長期的に改善されるよう検討を願います。

以上